

トピックス

もどぐされびょう
サツマイモ基腐病に気をつけて

兵庫県内でこれまで未発生のサツマイモ基腐病が確認された。本病はサツマイモ生産に深刻な被害をもたらすことから、家庭菜園、市民農園等も含むすべてのサツマイモ栽培現場で、病原体を「持ち込まない」、苗床・圃場^ほで「増やさない」、「残さない」という対策を徹底する。

内 容

2022年4月、県内のサツマイモ育苗施設で、^{ほう}萌芽した茎葉部が生育不良、^{しお}萎れ(写真1)、枯死する症状も認められ、株を掘りあげると塊根の腐敗が確認された(写真2)。病原菌を同定したところ、本県では未発生のサツマイモ基腐病と判明した。本病は2018年に沖縄県で初めて発生が確認され、その後全国のサツマイモの主産地で広範囲に発生し、収益の減少や加工原料の供給不足など深刻な被害が起っている。県内でのまん延を防止するため、これまでの知見から発生生態と防除対策を紹介する。

本病の病原体は糸状菌で、主に感染した種芋や苗を植え付けることで苗床・圃場に持ち込まれ伝染する。病変部に柄子殻(写真3)と呼ばれる微小な黒粒が多数形成され、そこから大量の胞子が漏出して、風雨や湛水によって周辺株に広がりまん延を引き起こす。発生した圃場では植物残渣^{ざん}上で越冬し、翌年の伝染源となる。

この発生生態から、対策の基本は、病原菌を

「持ち込まない、増やさない、残さない」ことである。未発生地域での「持ち込まない」対策として、履歴の確かな種苗の確保、種芋の選別・消毒、苗床の消毒、定植苗の適切な消毒、苗床の残渣処理、長靴や農機具(ロータリー等)のこまめな洗浄・消毒があげられる。発生が確認された地域では、病原菌を「増やさない」、「残さない」対策として、発生圃場で連作しない、圃場の排水対策の徹底、発病株の除去と登録薬剤の散布、作物残渣の持ち出しとその適切な処分があげられる。

兵庫県は本病の発生と対策の周知のため、チラシを作成して広く配布した。また、詳しい対策等が書かれているマニュアルとして、「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策(令和4年度版)」が農研機構から公表されているので参考にしてほしい。

松本 純一(病害虫部)

(問い合わせ先 電話: 0790-47-2420)



写真1 現地における発病株
(赤変、萎れ、生育不良)



写真2 発病株における塊根の腐敗
(右のなり首部、萌芽部)



写真3 茎上の病変部に形成された
柄子殻(スケールバーの長さは0.5mm)